

事業報告書

(自 令和 5 年 10 月 1 日 至 令和 6 年 9 月 30 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 山本歯科医院

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人☐ 出資額限度法人 ☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 長崎県東彼杵郡川棚町百津郷 390 番地 5

(3) 設立認可年月日 平成 10 年 8 月 26 日

(4) 設立登記年月日 平成 10 年 9 月 10 日

2 事業の概要

(1) 本来業務

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	山本歯科医院	4231230477	長崎県東彼杵郡川棚町 百津郷 390 番地 5	一般病床 0 床 療養病床 0 床

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 5 年 11 月 26 日 令和 5 年度決算の決定

令和 6 年 9 月 30 日 第 28 期(自令和 6 年 10 月 1 日至令和 7 年 9 月 30 日)の
事業計画及び収支予算の決定

法人名 医療法人 山 本 歯 科 医 院

所在地 長崎県東彼杵郡川棚町百津郷390番地5

貸 借 対 照 表

(令和6年 9月30日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	17,943	I 流 動 負 債	15,931
II 固 定 資 産	20,750	負 債 合 計	15,931
1 有 形 固 定 資 産	1,453	純 資 産 の 部	
2 無 形 固 定 資 産	214	科 目	金 額
3 そ の 他 の 資 産	19,083	I 資 本 金	10,000
		II 利 益 剰 余 金	12,762
		純 資 産 合 計	22,762
資 産 合 計	38,693	負 債 ・ 純 資 産 合 計	38,693

法人名 医療法人 山本歯科医院

所在地 長崎県東彼杵郡川棚町百津郷390番地5

損 益 計 算 書

(自 令 和 5 年 10 月 1 日 至 令 和 6 年 9 月 30 日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本来業務事業損益	
1 事 業 収 益	59,953
2 事 業 費 用	63,292
本来業務事業利益	△ 3,339
事 業 利 益	△ 3,339
II 事 業 外 収 益	735
III 事 業 外 費 用	3
経 常 利 益	△ 2,607
税 引 前 当 期 純 利 益	△ 2,607
法 人 税 等	71
当 期 純 利 益	△ 2,678

法人名 医 療 法 人 山 本 歯 科 医 院
所在地 長 崎 県 東 彼 杵 郡 川 棚 町 百 津 郷 390 番 地 5

財 産 目 録
(令 和 6 年 9 月 30 日 現 在)

1 . 資 産 額 38,693 千円
2 . 負 債 額 15,931 千円
3 . 純 資 産 額 22,762 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	17,943
B 固 定 資 産	20,750
C 資 産 合 計 (A + B)	38,693
D 負 債 合 計	15,931
E 純 資 産 (C - D)	22,762

土地及び建物について、該当の欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 山本歯科医院

理事長 山 本 英 一 殿

私は、医療法人 山本歯科医院の令和6会計年度（令和5年10月1日から令和6年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決済書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和 6年11月26日

医療法人 山本歯科医院

監 事 山 本 恭 子

